

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加 (1,450万人 [令和2年度まで])
- 農村部の人口減の抑制 (2,151万人を下回らない [令和7年度])

<事業の全体像>

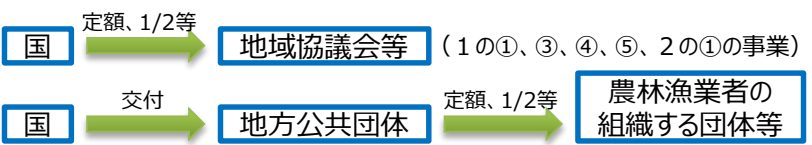
1 農山漁村地域での取組への支援

- 地域活性化対策**
地域活性化のための活動計画づくりと実証、就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者の発掘、優良事例や農業遺産の情報発信等を支援します。
- 中山間地農業推進対策**
中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築等を支援します。
- 山村活性化対策**
振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。
- 農泊推進対策**
観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。
- 農福連携対策**
障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設の整備並びに障害者等の農業技術習得や専門人材育成等を支援します。
- 農山漁村活性化整備対策**
地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。

2 都市部での取組への支援

- 都市農業機能発揮対策**
都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の①の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)

(1の②、③の事業) // 地域振興課 (03-6744-2498)

(1の④、⑤、2の①の事業) // 都市農村交流課 (03-3502-5946)

(1の⑥の事業) // 地域整備課 (03-3501-0814)



コミュニティの維持 農山漁村の活性化、自立化